

合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010
違法伐採問題に対処する日本の取組第二部報告

報告者のデータ

氏名	高橋早弓
所属	ノースジャパン素材流通協同組合
肩書き	常務理事
略歴	1984 北海道大学水産学部漁業学科卒業（資源生物学講座） 1987 北海道大学農学部林学科卒業（森林経理学講座） 1987～2002 ナイス株式会社 外材事業部 （1994～1998 米国オレゴン州ポートランド駐在） 2004～ ノースジャパン素材流通協同組合

報告概要

国産材原木の供給側としての合法性証明の取り組み

A. ノースジャパン素材流通協同組合について

当素材流通協同組合は岩手県内の素材生産事業者やその関係団体で平成15年4月1日設立された協同組合である。設立当時、一般製材には向かない小径材、曲がり材、短尺材など、いわゆるB材の受け入れ先がなく、素材生産現場にそのまま山積みされているような状況下の中、岩手県沿岸部に立地する合板工場へ「大ロット、安定供給」を目的として設立した。、現在は岩手県をはじめ宮城県、秋田県、青森県と北海道を事業対象地域として、組合員が生産した素材を合板工場主体に共同販売している。

設立当年度、組合員27名、共同販売量2万6千立方メートルが、平成21年度は組合員98名、共同販売量22万2千立方メートルとなっている。

B. 合法木材証明の取り組み

1. 合法性証明木材の供給動向

当組合は、素材生産者が木材流通の出発点として合法木材証明のスタートラインに立つものと考え、合法木材制度の発足当初から中央団体である全国素材生産業協同組合連合会の指導のもと本制度に取り組み、認定団体として組合員を指導して、現在100名に及ぶ全ての組合員が合法木材供給事業者として認定されている。また、当組合への新規入会者に対しては、合板工場へ当組合を通して共同販売で納入する丸太はすべて合法木材であることを説明し、合法木材供給事業者の認定の取得を入会の条件としている。

2. 信頼性を確保するための努力とその評価

合法木材供給事業者には必ず研修の受講を義務付け、合法木材制度についての知識を習得してもらっている。なお、昨年度の更新時における研修は、他の認定団体2団体と合同で実施するとともに、更に未受講者の為に単独で追加研修会を実施した。また、新規加入の組合員に対しては資料「合法木材ハンドブック」とビデオ「日本の違法伐採対策」を渡して自己研修を実施してもらい、その自己研修終了後に認定している。自己研修の実施は、合法木材制度についての設問用紙に「自己研修報告書」として解答の提出をもって確認している。

また、合法木材の証明根拠として、組合員が丸太を生産、出荷する際に取得している合法性の証明根拠となる行政発行の文書（伐採適合通知書や保安林伐採許可書、国有林あるいは県有林の立木売買契約書など）の写しの提出を促し、ファイリングして定期的に合板工場への出荷伝票と照合している。全ての原料を合法木材とするため・・・

一方、素材生産現場においては、立木伐採現場としての安全の呼びかけと同時に、伐採作業をしている事業者名の掲示を行っている。

3. 普及状況

組合を通して共同販売する素材が合法木材であることの証明方法としては、素材の納品書に「合法認定事業者番号」と「持続可能な森林から・・・」という文言とのセットで証明書に変えている。合板工場は商社やハウスメーカーからの合法木材証明の要求に対して、合板工場の証明書に当組合の納品書の写しを添付することにより、証明の連鎖を確保している。

4. 課題

合板工場、製紙工場、大型製材・集成材工場などは、合法木材証明が普及しているが、地域の中小製材工場への出荷については、合法証明を要求されないことが多いため、素材の出荷者も自主的には証明書を発行していないケースがまだまだ多い。川上と川下の両方から合法木材の重要性と有利性の啓発を推進すべきであると考えます。

また、管理簿等の書類整備に関しては、ほとんどの事業者が出荷伝票（証明書代用）を綴じることを入荷・在庫等の管理簿としている事例が多く、個人の事業者にはきめ細かい指導が必要である。